

7川健保医薬第615号

令和7年5月30日

各関係機関 会長 様

川崎市健康福祉局長 石渡 一城

「原則として医行為ではない行為」に関するガイドラインについて（通知）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本市の医務・薬務行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、令和7年5月19日付けで厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、厚生労働省医政局医事課、厚生労働省医政局歯科保健課、厚生労働省医政局看護課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、厚生労働省老健局高齢者支援課、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課及び厚生労働省老健局老人保健課から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に周知くださいますようお願い申し上げます。

（保健医療政策部医事・薬事課 畑山）

電話 044-200-2494

FAX 044-200-3934

E-mail 40iziyak@city.kawasaki.jp